

2 廿日市市生活援助型訪問サービス(訪問A)サービスコード表(令和7年4月から)

※青色の網掛けが、令和7年4月1日から追加となった部分です。

種類 項目		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)990単位		990	1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)33単位		33	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス/212		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度) 1977単位		1,977	1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)65単位		65	1日につき	
A2	1331	訪問型独自サービス/213		要支援2(週2回を超える程度) 3136単位		3,136	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割		要支援2(週2回を超える程度) 103単位		103	1日につき	
A2	2421	訪問型独自サービス/221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2 (月3回までのプラン) 267単位		267	1回につき	
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週間に1回程度の場合	10単位減算	-10	1月につき	
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／211日割		日割りの場合 ÷ 30. 4日 1単位減算	-1	1日につき		
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／212		1週間に2回程度の場合	20単位減算	-20	1月につき	
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／212日割		日割りの場合 ÷ 30. 4日 1単位減算	-1	1日につき		
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／213		1週間に2回を超える程度の場合	31単位減算	-31	1月につき	
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／213日割		日割りの場合 ÷ 30. 4日 1単位減算	-1	1日につき		
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／221		1月当たりの回数を定める場合	2単位減算	-2	1回につき	
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211		業務継続計画未策定減算	1週間に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211日割	日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算		-1	1日につき		
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212	1週間に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212日割り	日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算		-1	1日につき		
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213	1週間に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213日割り	日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算		-1	1日につき		
A2	D226	訪問型独自業務継続計画未策定減算／221	1月当たりの回数を定める場合		3単位減算	-3	1回につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用又はこれ以外の同一建物の利用20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10％減算			
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の15％減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90人以上の場合 所定単位数の12％減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15％加算				1日につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15％加算				
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15％加算				
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10％加算				1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10％加算				1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10％加算				1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5％加算				1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の5％加算				1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の5％加算				1回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算			200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6112	訪問型独自サービス口腔連携強化加算/2	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算			50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算			

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域加算等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算はすべてのパターンで共通です。